

財務省告示第六百八十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平成十五年十一月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年十二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（変動・十五年） （第二十五回）
二	発行の根拠	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項
三	の条項及びその振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替用を受けけるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	基準金利との利回り格差を競争に付して行われる入札発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の数が小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行行額	額面金額で九千九百八十八億円
七	払込金額	九千九百八十八億円
八	最低額面金額	十万円
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十	発行行日	平成十五年十一月二十五日
十一	発行行価格	額面金額百円につき百円
十二	発行利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われるた、発行から償還までの期間が

の経過
払込み
達子

(一) その率は、 0.69 パーセントを下回る時は、そのパーセントを回する。○した。ただし、控除した率は、 0.69 パーセントを超過する。以上「基準金利」という。か
に近づき算出された複利回りの
直近五か月の超十年付債の
九年五か月の超十年付債の
結果

$$\text{償還金額の総額} \times \frac{0.86}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるもの口
もとのとして振替口座簿中の口の
座に記載又は記録されるもの
につきは、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
に又は外国法人である場合に
は、前記(一)の算式により出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
する。ことができる。
平成十六年五月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
の銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。

次号及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.86}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十五
第二期
以後の
利子以

毎を五月二十日及び十一月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{標準金利} - 0.69}{100} \times \frac{1}{2}$$

償還期
償還金額
元利支
払場所

平成三十年十一月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十九
入札参
者加入
払込期
日

財務大臣から通知を受けた者
平成十五年十一月二十五日